

# みんなであい NOハラスメント



## 12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

2020年12月9日(水)ハラスメント対策シンポジウムをリモートで開催

詳しくは  
こちらから

2020年6月からパワハラ防止措置が  
義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

**NO** あかるい職場応援団  
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある  
総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、  
ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

NOハラスメント

